

議会改革に関する 調査特別委員会

平成28年9月定例会の最終日に議会の組織運営等に関して調査・研究を行うため、議員全員による議会改革に関する調査特別委員会を設置され、

- ① 議員定数について
 - ② 議員報酬について
 - ③ 政務活動費のあり方について
 - ④ 政治倫理について
 - ⑤ その他議会改革に関連する事項
- 以上5項目について協議を重ねています。効率的な議会運営を目指し、より市民に開かれた議会となるように調査・研究は今後も継続して行われます。第5回以降の経過等は下記のとおりです。

第5回（1月26日）

議員定数、議員報酬、政務活動費の意向まとめ、政務活動費の使途基準等及び政治倫理の意見集約について

委員会の意向

議員定数

『現状維持』

議員報酬

『現状維持』

政務活動費

『支給継続』

※支給金額については継続審議

委員の意見

① 議員活動と私的活動等との区別が困難な場合の案分方式は廃止すべき。

② 政務活動費は、地方自治法に定められており、従来どおり交付すべき。

③ 政務活動費の支給を年

度当初に全額支給する前払い方式から、年度末に実績に応じて交付する後払い方式に変更すべき。

④ 政務活動費の使途基準や金額は、市民が納得できるようにすべき。

⑤ 政治倫理条例は、抜け道のないように整備すべき。

⑥ 政治倫理条例中、政治倫理審査会の権限を補充・強化すべき。

⑦ 現在の政治倫理条例は、「役員」の定義が曖昧なため、「役員」を明確に定義すべき。

資料の要求

① 政務活動費の実績

第6回（2月17日）

政務活動費、政治倫理の意見集約について

委員会の意向

政務活動費

① 使途基準については、議員活動と議員活動以外の区分が困難な経費等は除外

② 交付方法は、実績に応じて、年度末に交付を受ける「後払い方式」

③ 交付額は、月額2万円

政治倫理

① 資産報告書の提出の遅滞又は審査会の調査に協力しなかった場合は、広報誌等で公表する

② 審査会に資産報告書の提出遅滞者に対し、事情聴取等ができる権限を付与する

委員の意見

政務活動費

① 調査研修費として旅費の支出を伴う際は、詳細を明らかにすべき

② ホームページの運営経費は、掲載内容が選挙活動であるか否かの確認が難しいのではないか。

政治倫理

① 第6条に関する協議は継続すべき。

② 資産報告書の提出遅滞等は「議会だより」で公表すべき。

第7回（3月10日）

政務活動費の交付に関する条例の改正案、政治倫理条例の改正案について

委員の意見

政務活動費

① 今後、問題が発生し、議会運営委員会と協議を行った後、議会改革に関する調査特別委員会を開催し、全議員に周知すべき。

② 今後の検討課題として「政治活動のために使用する経費」を政務活動費から支出できない経費として明記すべき。

③ 政治倫理審査会から「政務活動費については、廃止の方向で検討していただきたい」との意見が出ている。本市は適切に使用している。なぜ、このような内容になったのか経過説明を求めらる。

政治倫理

① 虚偽報告等の公表については、審査会の調査結果も含め、議会だよりで公表すべき。

② 政治倫理条例については、今後も引き続き調査すべき。

その他議会改革

① 本会議・委員会のインターネット中継の協議をすべき。

② 各委員会における、閉会中の継続調査案件の報告を実施すべき。

③ 所管委員会の施設等の把握のための現地調査を実施すべき。

嘉麻市議会政務活動費の交付に関する条例の全部を改正する条例 嘉麻市政治倫理条例の一部を改正する条例

可決

議会改革に関する調査特別委員会は、3月定例会最終日に「嘉麻市議会政務活動費の交付に関する条例の全部を改正する条例」と「嘉麻市政治倫理条例の一部を改正する条例」を提案し、出席者全員により可決されました。

嘉麻市議会政務活動費の交付に関する条例の主な改正点

月額を減額
前払いから
後払いに

改正前
・政務活動費
月額220000円
毎年4月中にその年度分を一括交付する
(前払い)

改正後
・政務活動費
月額200000円
政務活動費の交付を受けようとする議員は、4月(年度当初)に交付申請し、翌年3月末日までに実績報告書を提出し、実績に応じた額の交付を受ける(後払い)

嘉麻市政治倫理条例の主な改正点

審査会の権限強化
資産報告書
未提出者の公表

改正前
・政治倫理審査会は、資産報告書に疑義があるときは、調査を行う。

改正後
・政治倫理審査会は、資産報告書に提出の遅滞又は疑義があるときは、調査を行う。政治倫理審査会からの意見書に資産報告書の提出の遅滞、虚偽の報告又は調査に協力しなかった等の指摘があったときは、広報誌等で公表する。



議会改革特別委員会は、平成28年9月定例会で議会の組織、運営等に関して調査・研究を行うため、議員全員により設置され、以降7回にわたり協議を行ってまいりました。今回、喫緊の問題で

ありました、政務活動費と政治倫理条例の改正を行いました。今後、より効果的な議会運営を目指し、より市民に開かれた議会となるよう調査・研究は継続して行われます。